

第2章 風水害等予防計画

計画の主旨

第1 目的

風水害対策の理念は、風水害から人命を守り、財産を保護することである。

風水害等予防計画では、この理念に基づいて、風水害時の被害を軽減し、かつ発生した被害に適切に対応するために、基本目標を立ててその目標に向けた平常時の減災対策を定める。

第2 基本目標

風水害等予防計画の基本目標は、以下の3つの柱で構成される。

1 水害に強いまちづくり

河川改修や流域保水・内水排除対策等、ハード面の治水対策を計画的に推進することより、水害に強いまちをつくる。

2 警戒・避難体制の確立

日常から防災関係機関相互の連携を強め、情報伝達体制を整備することによって、風水害時に行政・本市民・事業者が協力して的確、かつ、円滑な対応や迅速な避難を行える警戒・避難体制を確立する。

3 防災意識の向上

職員・市民・事業者に対し日常的な防災教育等を実施していくことによって、風水害対策について自ら強い関心と深い理解を持ち、かつ、風水害発生時において冷静沈着に行動できる「災害に強い市民」を育てる。

◆女性の視点を活用した防災施策の実施

本市では、過去の災害の事例をもとに防災施策に女性の視点を反映するため、「防災女性プロジェクト（BJ☆Project）」を立ち上げ、市長へ防災施策に関する提言を行った。

また、平成29年度には「防災女性 アドバンス」を立ち上げ、提言された防災施策に関する進捗確認や防災知識の普及を行っている。

今後も提言を実現させる等、女性の視点を取り入れたきめ細かい防災施策を実施していく。

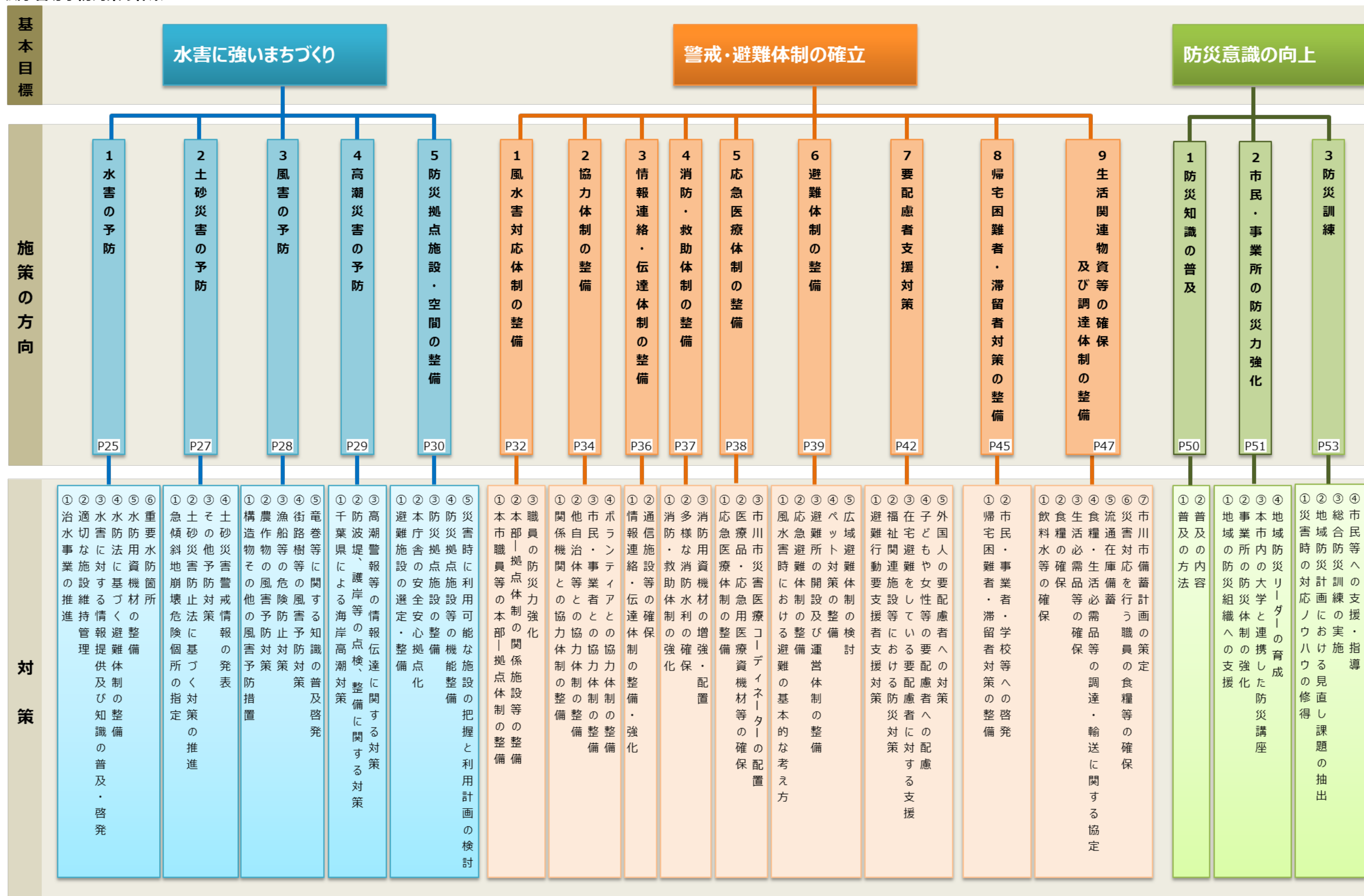
第3 計画の体系

風水害等予防計画の体系をP24の図に示す。また、防災訓練やワークショップを通じて達成レベルの確認や重点推進・見直し課題を抽出し、課題を本計画にフィードバックすることにより運用を図っていく。

災害予防における各対応本部の主な基本業務

本部	主な基本業務
災害対応事務局	災害対策の立案・推進 情報連絡・活動体制の整備 防災意識の啓発・防災知識の普及 ボランティアとの協力体制の整備 女性への配慮の検討
広報班	防災知識の普及
予算・調査班	防災関連業務に関する予算措置の検討 本市所有建物の安全対策 水・食糧・物資供給体制の整備
渉外班	議員への連絡方法の確立
学校教育班	教育施設の安全対策 学校における水・食糧・物資の備蓄管理 各施設における避難者受入体制の整備 学校における防災対策・防災教育の推進
業務継続班	業務継続関係
被災生活支援本部	職員の研修 活動体制の整備 女性への配慮の検討 外国人（訪日外国人も含む）への支援対策の検討・推進 情報システムの維持・強化 地域における防災体制・避難所開設・運営支援体制の整備促進 事業所における防災対策の促進 帰宅困難者対策の推進 保育園における防災対策の推進、子どもへの配慮の検討、ペット対策の整備、高齢者、要介護者等への支援対策の推進
被災市街地対応本部	災害廃棄物処理体制の整備 防災まちづくりの推進 応急危険度判定への対応体制の整備 道路施設の安全対策 代替交通手段の立案・確保 下水道施設の液状化対策
医療本部	応急医療体制の整備
行徳本部	漁港・海岸施設の安全対策
消防本部	火災の防止対策、防災知識の普及、消火・救助・救急体制の整備

風水害等予防対策の体系



第1節 水害に強いまちづくり

第1 水害の予防

台風や豪雨等による堤防の決壊や内水等による水害に対して、被害を最小限にとどめるとともに、水害から市民の身体・生命・財産を保護するため、河川改修及び下水道や幹線排水路の整備、また雨水貯留施設の整備や市民との協働による設置等、総合的な治水対策を実施し、防災対策の推進を図る。

1 治水事業の推進（被災市街地対応本部）

(1) 河川改修等

真間川水系は、昭和54年度に国から「総合治水対策特定河川事業」の認可を受けるとともに、昭和56年・61年・平成5年の大水害では、「河川激甚災害対策特別緊急事業」を実施する等して、千葉県が事業主体となり、河川改修、分水路や調節池等の治水施設の整備が進められている。

ア 本市施行による河川改修

昭和63年度から平成13年度まで、一級河川真間川の根本～大柏川合流点までの区間（延長3,850m）について、河道拡幅、橋梁架換工事及び河床掘削等を行った。また、一級河川大柏川上流部の鎌ヶ谷市までの区間について、降雨量50mm/時間に対応する整備を進めている。

(2) 流域対策

市街化によって失われた流域における適正な保水・遊水機能の維持・確保を図るため、雨水貯留浸透施設の整備や市民との協働による設置を進めている。

ア 本市による流域対策

市川市宅地開発事業に係る手続及び基準等に関する条例に基づき、雨水調整施設の設置指導を継続するとともに、市川市宅地における雨水の地下への浸透及び有効利用の推進に関する条例（市民あま水条例）により義務付けられている建築物の新築・増築時における雨水排水計画書の届出を徹底させ、雨水浸透施設の普及を図る。

また、市川市雨水貯留浸透施設設置助成制度を維持し、住宅における雨水貯留施設（浸透枳・浸透トレンチ）の設置に対する助成を継続して行う。

イ 千葉県による治水施設の整備

千葉県が昭和54年から用地取得を進めてきた大柏川第一調節池は、平成17年度に掘削工事を完了し、254,000 m³の貯水が可能である。

また、真間川流域総合治水対策の一環として、平成6年度から平成25年度にかけて、国分川及び春木川の洪水の軽減を目的として整備が行われた国分川調節池は、303,000 m³の貯水が可能である。

(3) 内水排除

内水排除の抜本対策である公共下水道（雨水）事業を進めるとともに、公共下水道（雨水）の整備が当分見込まれない地区では、河川整備計画と整合を図った市川市雨水排水基本計画に基づき、幹線排水路や排水施設等の整備を図る。

2 適切な施設維持管理（被災市街地対応本部）

下水管渠・道路側溝・水路・仮設排水ポンプ等、排水施設が発災時に十分機能するよう、点検・清掃をはじめとする維持管理を引き続き適切に行う。

3 水害に対する情報提供及び知識の普及・啓発（災害対応事務局、被災市街地対応本部）

(1) 河川水位等の観測

テレメータ水位観測所により常時観測している本市内河川の水位情報について、本市公式Webサイトにてリアルタイムで情報提供を行うとともに、市内10箇所に水位監視カメラを設置し、河川水位の観測を行う。

(2) 洪水ハザードマップの公表

本市及び千葉県は、水害による被害の軽減を図るため、浸水のおそれのある地域をあらかじめ調査し、「想定最大規模降雨」に対応した浸水予想区域を把握する。

また、住民自らがあらかじめ豪雨による地域の危険性を理解し、自身に最も適した避難行動につなげるため、浸水情報や避難場所等の必要な情報を記載した洪水ハザードマップを作成・配付するとともに、広報紙、本市公式Webサイト等により地域住民への周知を行う。

4 水防法に基づく避難体制の整備（災害対応事務局、被災市街地対応本部、被災生活支援本部）

(1) 浸水想定区域内の地下街及び要配慮者施設等への対応

水防法第15条に基づく浸水想定区域内の地下街、又は、大規模工場等、若しくは、主として要配慮者が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設に対して、洪水予報等の伝達方法を定めておく。

(2) 関係機関との連携体制の構築

江戸川流域では、「水防災意識社会」の再構築を目的として、国土交通省、気象庁、流域の自治体からなる「江戸川流域大規模氾濫に関する減災対策協議会」が設立されており、本市は、平常時からこれら関係者との連携を図るものとする。

(3) 要配慮者施設での避難確保計画の作成等

水防法第15条に基づき、浸水想定区域内に位置する要配慮者施設の管理者は、避難確保計画の作成及び避難訓練を実施する。避難確保計画の作成に当たっては、洪水ハザードマップをもとに情報の伝達方法や避難場所・避難経路等を確認する。

5 水防用資器材の整備（被災市街地対応本部、消防本部）

水防倉庫等に備蓄する水防用資器材は、千葉県地域防災計画風水害等編に定める指定水防管理団体整備基準に準拠し、堤防損壊、浸水対策をはじめ、道路復旧、崖崩れ等にも対応できるよう整備に努める。

6 重要水防箇所

本市内の河川及び海岸の重要水防区域は、資料編に示すとおりである。

第2 土砂災害の予防

本市において、地すべり、崖崩れ等の土砂災害のおそれがある地域は、北部の台地縁辺部にみられる海食崖に起因する自然崖、宅地造成等の切土あるいは、盛土に起因する人口崖等に近接する場所である。

擁壁等の適切な防護施設のないままに住宅化が進められた箇所においては、大雨等があった場合に崖崩れによる災害が発生するおそれがあるため、次の対策を図る。

1 急傾斜地崩壊危険箇所の指定（被災市街地対応本部）

千葉県は、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（以下「急傾斜地法」という。）に基づき、本市と協議の上で、急傾斜地崩壊危険区域の指定を行っている。

現在、本市内で14箇所の崖地が千葉県の指定を受けており、それぞれ崩壊防止に向けた整備が進められている。

2 土砂災害防止法に基づく対策の推進（災害対応事務局、被災市街地対応本部）

平成29年度末現在、本市域では「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」の指定を受けていないが、指定を受けた場合、本市はそれらの区域を広く周知するとともに、千葉県と協力し、土砂災害特別警戒区域における建築物の構造規制、移転等の勧告、警戒避難体制の整備等、土砂災害防止法に基づく対策を図る。

なお、土砂災害警戒区域の指定がなされていない土砂災害危険箇所についても、指定区域における対応に準じた警戒避難体制の整備に努めるものとする。

3 その他の予防対策（被災市街地対応本部）

市川市震災予防条例第17条（建築物等の安全性）、第18条（宅地の安全性）に基づき、危険箇所等の調査を行い、状況に応じて防止工事の指導、助言及び勧告の措置をとるものとする。

なお、一定要件を具備した崖地の整備に関しては、「市川市環境整備資金の貸付及び利子補給条例」に基づく「融資及び利子補給制度」及び「市川市崖地整備事業補助金交付要綱」に基づく「補助金交付制度」の積極的な活用等により、早期に危険崖地の解消を図るよう指導する。

また、市内には、88箇所の崖崩れ警戒区域が把握されており、それらの崖地についても順次崩壊防止対策を進めるとともに、崖、擁壁の崩壊による災害の発生を未然に防止する対策を進める。

4 土砂災害警戒情報の発表（災害対応事務局、被災市街地対応本部）

本市は、土砂災害警戒情報が発表された場合に備えて、迅速な周辺住民に対する周知方法や、避難に対する即応体制の強化を図る。

第3 風害の予防

台風等の暴風や冬期の季節風、その他の局地的な強風に対して、風による被害を最小限にとどめるために、構築物の補強や農作物の風害防止措置等の対策を講じ風害の予防を図る。

1 構築物その他の風害予防措置（被災市街地対応本部）

建物の被害防止のため、既設の看板、広告物その他構築物等を定期及び台風期の前に調査し、危険と認められる物件については、直ちに所有者、又は、管理者に通報し、改修・撤去するように指導し、履行させるものとする。

また、はがれやすい戸や屋根、壁等の補強を行う等の予防対策の周知を図る。

2 農作物の風害予防対策（被災生活支援本部）

農作物等に被害を与える強風には、台風、冬期の季節風、降雹を伴う局地的な強風等がある。強風は、作物に被害を与えるだけでなく、土壌を乾燥させ、風による土壌浸食を生じさせる。そのため、肥えた耕土が吹き飛ばされてやせ地になったり、飛ばされた土が作物を埋没させる等の被害を与える。

農作物の風害予防については、農業協同組合等を通じて適切な指導を行い、被害の軽減に努める。

3 漁船等の危険防止対策（行徳本部）

強風・波浪等の注意報、警報が発表されたときは、本市及び漁業協同組合を通じて漁業関係者に連絡し、危険防止を図る。

また、台風や大雨の際、江戸川放水路の可動堰の開閉について、国土交通省からの連絡を迅速に伝達できるよう連絡体制の強化に努める。

4 街路樹等の風害予防対策（被災市街地対応本部）

公園内の樹木や街路樹等については、立地条件を考慮した樹木を選定するとともに、強風により倒木しないよう剪定等の対策を講じ、適時パトロール等を実施する。

5 竜巻等に関する知識の普及啓発（災害対応事務局）

竜巻等による風害を最小限にとどめるため、市民や事業者等に対して、竜巻等の激しい突風に関する気象情報や身を守るための知識について普及啓発を図る。

第4 高潮災害の予防

台風や暴風等によって引き起こされる高潮は、東京湾等において、発生しやすいため、河川、堤防の整備とともに、排水機場の処理能力の向上を図る等の対策を引き続き推進する。

1 千葉県による海岸高潮対策（千葉県、行徳本部）

千葉県は、浦安市旧江戸川河口から館山市洲崎までの東京湾沿岸において、伊勢湾台風規模の台風を計画気象として、防潮堤の天端高を決定している。

本市域では、千葉県により海岸保全区域の指定がなされ、防潮堤等の高潮対策が進められている。

2 防潮堤、護岸等の点検、整備に関する対策（千葉県、被災市街地対応本部、行徳本部）

既存の大部分の防潮堤等は、高潮を対象とした設計基準に基づき、築造されているが、特に建設年次の古い施設については、老朽度、天端高の点検等を実施するものとする。

点検の結果、堤体等の安全性、有効性に問題のある施設については、関係機関と協議を行い、改修、補強等を計画的に実施するものとする。

3 高潮警報等の情報伝達に関する対策（災害対応事務局）

(1) 高潮警報等の情報受伝達対策

ア 休日、夜間でも迅速な受伝達が可能な組織体制を確立する。

イ 気象情報等を迅速に収集し、伝達する。

(2) 地域住民等への情報伝達体制の整備

あらゆる広報媒体や関係機関及び地域（自主）防災組織等を活用して、高潮情報の迅速かつ的確な伝達に努める。

第5 防災拠点施設・空間の整備

風水害時の対応活動において、都市又は地区の拠点となって機能する施設や空間の整備、またそれらのネットワーク化等をすすめていく。

1 避難施設の選定・整備

(1) 方針

風水害時における避難所については、浸水想定の水深や避難者の数、避難時の安全性等を考慮し、あらかじめ選定・整備する。

(2) 避難施設等の選定（災害対応事務局）

災害対策基本法に基づき、災害種別ごとに施設の構造条件等に応じて、避難場所及び避難所を検討・指定する。

(3) 避難施設等の整備（災害対応事務局、関係本部）

避難場所、避難所、これらの施設の位置を示す案内板、避難路標識板等の整備について検討していく。

2 本庁舎の安全安心拠点化（災害対応事務局）

本庁舎の建て替え等の検討を進める中で、電気・水道等のライフラインのバックアップ機能を積極的に導入し、拠点機能の充実に努め、風水害時には本全域における災害応急対策活動の中核拠点となれるよう整備を進めていく。

3 防災拠点施設の整備（災害対応事務局、消防本部、各施設管理者）

風水害時の対応活動に必要な防災拠点施設等を地区の特性等に応じて整備する。

防災拠点施設等

防災拠点施設	機能
災害班（6班）	水防活動を行うための拠点 本市内を6つの地区に区分し、それぞれに1箇所設置される。
小学校区防災拠点	発災初動期を中心に小学校区を単位として地域住民と協力した情報収集・発信、災対本部との連絡、避難生活支援等の応急対策活動を行う拠点 予め指名された近傍居住職員が市立小学校に参集し設置する。
避難場所	災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合にその危険から逃れるため緊急的に避難する場所 以下の災害種別ごとに被害想定等を考慮して指定されている。 【災害種別ごとの箇所数】 ○地震 121箇所 ○津波 121箇所 ○江戸川氾濫 104箇所 ○内水・真間川氾濫 111箇所 ○高潮 121箇所 ○土砂災害（崖崩れ） 89箇所
避難所	災害の危険性があり避難した住民等や災害により自宅に戻れなくなった住民等が滞在するための施設 被害想定や施設の規模、物資輸送等を考慮して指定している。また、災害時には市民の避難動向や施設の被災状況等を考慮して、避難所を開設する。 【災害種別ごとの箇所数】 ○地震 89箇所 ○津波 89箇所 ○江戸川氾濫 89箇所 ○内水・真間川氾濫 89箇所 ○高潮 89箇所 ○土砂災害（崖崩れ） 70箇所

防災拠点施設	機能
福祉避難所	要配慮者のために指定・開設する避難所（44施設）
災害時帰宅支援ステーション	九都県市の協定に基づき帰宅困難者等に対して、水道水、トイレ等のほか、道路情報、災害に関する情報等を可能な範囲で提供する施設
一時滞在施設	帰宅困難者等を一時的に受け入れる施設
帰宅困難者支援施設	本市が締結する協定等により帰宅困難者等に対して、トイレ、水道水、食糧等の物資のほか、道路情報、災害に関する情報等を可能な範囲で提供する施設
防災倉庫	本市内14箇所及び小・中学校（55校）に設置している。
水防倉庫	水防用資器材を備蓄した倉庫。本市内13箇所に設置されている。
消防署所	11箇所が常設されている。
消防団詰所	消防団による初期消火及び救出活動の拠点

4 防災拠点施設等の機能整備（災害対応事務局、被災市街地対応本部、各施設管理者）

各防災拠点施設については、以下の機能の整備を図る。

- (1) 施設の構造強化
- (2) 通信設備の整備
- (3) 自家用発電機の整備
- (4) 各防災拠点施設に必要な資器材の確保
- (5) 地区特性を考慮した特定防災拠点施設の機能強化
- (6) 要配慮者対策（避難行動要支援者用の避難場所の確保、障がい者用機器等の備蓄等）

5 災害時に利用可能な空地の把握と利用計画の検討（災害対応事務局、被災市街地対応本部）

災害時、空地は、避難地や延焼遮断帯、救護活動の場や緊急物資の集積場、仮設住宅の建設地となる等、多岐にわたり有効な役割を果たすため、以下の対策について検討を進める。

- (1) 風水害時の対応活動に必要な空地の洗い出し
 - ア 応急仮設住宅の建設用地
 - イ 応援要員の駐屯地
 - ウ 復旧資器材置き場
 - エ 瓦礫置き場等
- (2) 利用目的別に求められる空地の要素や利用時期の整理
- (3) 利用可能な空地の現況把握
- (4) 空地の利用計画の作成
- (5) 一定の既存空地の保全

第2節 警戒・避難体制の確立

第1 風水害対応体制の整備

各地区の状況確認と職員参集・配備とを連動させ、地域の共助による自主活動と連携して、早期の被災状況把握と地区ごとの対応体制の確立を並行して行う体制（本部—拠点体制）の整備を図る。

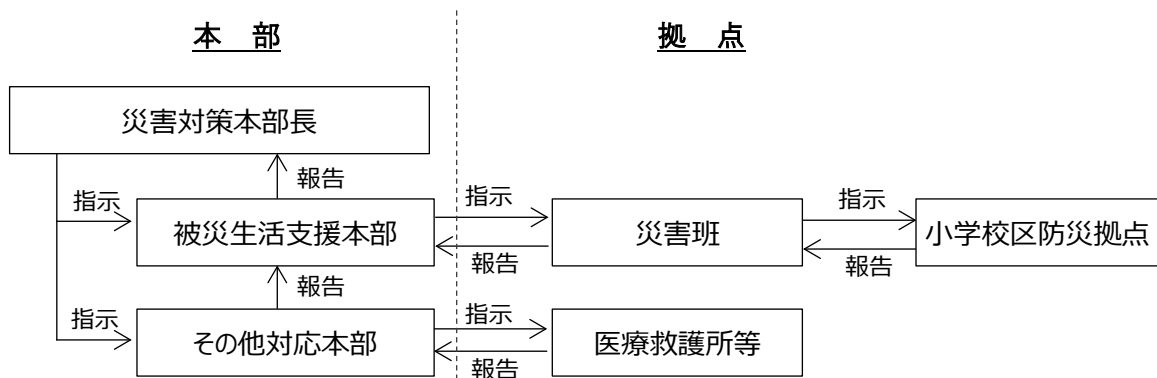
1 本市職員等の本部—拠点体制の整備（災害対応事務局、各対応本部）

以下の条件を満たす体制を整備していく。

- (1) 現地拠点重視型の対応体制
- (2) 各地の被災状況の確認を優先した参集・配備体制
- (3) 地域の共助による自主活動と連携した活動体制
- (4) 市民の自発的な活動やボランティア活動と効果的な協力ができる体制

2 本部—拠点体制の関係施設等の整備（災害対応事務局、各対応本部）

本部—拠点体制に必要な施設及び資器材について、災害対応に適した配置を考慮して、整備を進めていく。



本部—拠点体制（概念図）

3 職員の防災力強化（災害対応事務局、各対応本部）

本市職員が適切に風水害時の応急対応等を実施するために必要な知識の普及とそれぞれの役割に応じた訓練を行い、防災力の強化を図る。

(1) 職員の自助に対する取組み

災害時に災害応急対策業務等を確実に実施するため、各家庭や職場で水・食糧等の備蓄、住まいの耐震化や家族との連絡方法の確認等を自主的に実施するよう促し、必要な支援を行う。

(2) 職員の防災研修

職員研修においては「防災」を必須科目として組み込み、職員の防災意識と対応力の向上を図る。また、災害対応の核となるリーダーを職員の中から育成していく。

(3) 各対応本部等の対策検討・訓練の実施

各対応本部において、災害対応策のマニュアル作成・訓練の実施等を行うとともに、発災時の課題等

について対策の検討を行い、防災力の向上を図る。

(4) 女性の視点の反映

防災施策について、女性の視点から見直し等を検討し、防災対策の推進・強化を図る。

第2 協力体制の整備

1 関係機関との協力体制の整備（災害対応事務局、各対応本部）

(1) 方針

災害時に連携が欠かせない関係機関と平常時からコミュニケーションを取り、「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するとともに、その関係を持続的なものにするよう努める。

(2) 各種協定等に基づく協力体制の整備

必要に応じて、災害対応体制の中へ関係機関の協力を位置付けるとともに、専門的な視点で検討する機会を設ける等して体制の強化を図る。

また、定期的に協定団体・事業者との情報交換会を開催し、本市の施策の紹介や情報交換、意見交換を通じ、協力関係の強化を図る。

2 他自治体等との協力体制の整備（災害対応事務局、各対応本部）

(1) 方針

被災した1自治体が全ての災害対応を行うことは困難であるため、柔軟かつ積極的に他自治体等との協力体制の整備を図る。

(2) 協定等に基づく相互応援体制の整備

自治体間の相互応援については、協定等によってその関係及び活動内容等を明確化し、体制の整備を図る。

また、定期的に情報交換、訓練等を実施し、連携強化を図る。

(3) 受援計画の作成

災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に救援部隊や他自治体等関係機関からの応援を受けることができるよう受援計画の作成に努める。

3 市民・事業者の協力体制の整備（災害対応事務局、被災生活支援本部等）

(1) 方針

災害時には、防災関係機関の活動だけでは対応しきれない様々な活動が求められるため、市民・事業者等の協力体制の整備を図る。

(2) 自治（町）会による防災活動への支援

災害時、各地域で市民等が協力して対応活動ができるよう、各自治（町）会の防災活動に対して、以下の支援を実施している。

- ア 防災資器材購入に関する補助金の交付
- イ 防災訓練等の実施に関する補助金の交付

(3) 地域の実情に応じた協力体制の整備

市民・事業者間で災害時に機能する組織的な協力体制をつくるために、地域の実情に応じた体制の整備を進める。

4 ボランティアとの協力体制の整備（災害対応事務局）

(1) 方針

災害時の対応活動に対し、ボランティアを受け入れていくための体制の整備を進める。

(2) 本市内ボランティア団体との連携

現在、本市内に352のボランティア団体が把握されており、そのうち104団体は、社会福祉法人市川市社会福祉協議会のボランティアセンターに登録されている。災害時には、これらボランティア団体による様々な活動の展開が想定されるため、社会福祉法人市川市社会福祉協議会を中心に本市内の各種ボランティア団体等と災害時の活動を想定した連携体制の整備を図る。

また、平成14年に結成された「市川災害ボランティアネットワーク」は、災害時を想定し、災害時のボランティア活動について意見交換を行い、日頃から防災、減災に関する啓発活動を進めている。

(3) 市川市災害ボランティアセンターの開設に向けた協力体制の整備

災害時に社会福祉法人市川市社会福祉協議会が市川災害ボランティアネットワーク、市川市ボランティア協会等と協力して、外部からのボランティアを円滑に受け入れることができるよう、平常時から協力体制を強化する。

また、市川市災害ボランティアセンターの開設運営訓練等を支援し、災害時の開設に備える。

ただし、「専門ボランティア」の受け入れは、活動内容別に各対応本部が行うものとし、市川市災害ボランティアセンターは、「一般ボランティア」の受け入れを行うことを原則とする。

(4) ボランティアに対する事故補償制度の検討

ボランティアの受入体制を整備するにあたり、本市による事故補償制度の整備を検討する。

第3 情報連絡・伝達体制の整備

風水害時に情報を迅速かつ確実に伝達するため、伝達システムの体系化と防災行政無線をはじめとする無線通信施設等の整備を図る。

1 情報連絡・伝達体制の整備・強化（災害対応事務局、広報班）

(1) 情報連絡・伝達体制の整備

風水害時の情報連絡・伝達体制として、無線通信連絡網とその通信連絡要領、有線通信連絡網を定めている。

有線回線の情報連絡・伝達体制については、平常業務における電話の使用を制限し、連絡責任者の統括のもとに通信連絡にあたるよう、本市各部及び防災関係機関それぞれに連絡責任者及びその際に使用する指定電話を定める。

なお、指定電話に変更があった際には、災害対応事務局（危機管理室）に修正を報告する。

そのほか、協定に基づく京葉西部地区タクシー運営委員会の協力や、市川市アマチュア無線局非常無線連絡協議会の自主的な協力を得て、十分な情報連絡・伝達体制の整備を図る。

(2) 情報連絡・伝達体制の強化

情報連絡・伝達体制の機能強化に向け、以下の情報関連対策について検討する。

通信機器を使用した訓練の実施	被害情報収集の多ルート化	市民等への情報伝達手段の確保	情報管理体制の整備
<ul style="list-style-type: none"> 通信に関するマニュアルの作成等 定期的な通信訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 高所カメラシステムの整備 職員ポータルサイトの有効活用検討等 	<ul style="list-style-type: none"> 放送機関への放送要請の体制整備 SNSを活用した情報発信体制の整備等 Lアラート（災害情報共有システム）の活用 職員への一斉送信システムの検討 	<ul style="list-style-type: none"> 市内LANの管理 データ更新体制の強化 被災者支援システム、避難行動要支援者支援システム等の活用

2 通信施設等の確保（災害対応事務局、広報班）

風水害時の通信機能を補強していくために、以下の対策について検討する。

- (1) 通信機器・施設の耐震性の向上
- (2) 防災行政無線（同報無線）の再整備
- (3) 通信機器・配線等の整備
- (4) 有線通信施設の輻輳対策（専用回線網の整備、回線の多ルート化）
- (5) 災害時優先電話の増備

第4 消防・救助体制の整備

大規模火災に対応していくために、災害時における消防組織体制の強化と消防水利及び消防用資器材の拡充を図る。

消防本部では、火災発生時の消防組織体制を定めているほか、通常の消防体制では対応が困難な場合に備えて、応援協定や「市川市消防局広域応援計画及び受援計画」の策定等も行っている。

1 消防・救助体制の強化（災害対応事務局、消防本部）

消防・救助体制の機能強化に向け、以下の対策を図る。

(1) 市民及び事業者による消火体制の整備

初期消火に関する知識・技術の普及、家庭・事業所への消火器具等の設置の奨励、自衛消防組織及び自衛消防隊の強化等の消火体制の整備を図るとともに、消防活動に関わる仕組みとして、災害発生直後に出火防止のための緊急点検を呼び掛ける緊急広報体制等があり、これらの出火防止対策等の検討も進めていく。

2 多様な消防水利の確保（災害対応事務局、消防本部）

災害時時、各地区に十分な消防用水を確保していくために、多様な水源の活用を図る。

なお、建築物の延焼危険度の高い地域及び耐震対応を行っていく上で重要な地域について、優先して耐震性貯水槽等の消防水利の整備計画を作成し、整備に当たる。

特に上水道施設の被害が予想される行徳及び南行徳地域については、消火用水として消火栓以外の水利確保に努める。

また、特定の水源については、関係者との事前協議を行い、取水体制等の整備の検討を行っていく。

3 消防用資器材等の増強・配置（災害対応事務局、消防本部）

災害時に想定されている大規模火災等に対応するため、消防機関だけでなく地域（自主）防災組織等も利用できるよう、国の「第5次地震防災緊急事業五箇年計画（平成28～32年度）」により、消防用資器材等の増強・配置を推進する。

第5 応急医療体制の整備

風水害時、早期に医療救護所を開設し、円滑な応急医療活動ができるよう、救護班の編成や応急用医療資器材の配備等の応急医療体制の整備を図る。

一般社団法人市川市医師会、一般社団法人市川市歯科医師会、一般社団法人市川市薬剤師会及び一般社団法人市川浦安接骨師会との協定に基づいて、医療救護所の開設及びその運営体制を定めている。

1 応急医療体制の整備（医療本部、消防本部）

災害時の応急医療体制の整備に向け、以下の対策を進める。

- (1) 医療機関における災害対策の徹底
 - ア 既入院患者の安全確保・避難体制
 - イ 平常時の業務と災害時に新たに発生する業務の整理等
- (2) 非常参集体制の整備
 - ア 自主参集基準の設定（一般社団法人市川市医師会等との協議による）
- (3) 通信手段の確保（優先電話の指定を受ける等）
- (4) 緊急医療活動の研修・訓練
- (5) 広範地域における長期連携体制の整備
- (6) 広域災害医療情報ネットワークの整備

2 医薬品及び応急用医療資器材等の確保（災害対応事務局）

災害時の応急医療活動に必要な資器材等を確保していくため、医療救護所の資器材の備蓄が完了している。

また、一般社団法人市川市医師会等との協議に基づいて、各医療救護所用の医薬品の備蓄を進めている。

なお、千葉県市川健康福祉センターには、「災害用備蓄医薬品（500人分）」「災害用備蓄衛生材料」を備蓄してあるので、その活用を図る。

今後はさらに、確実な応急医療体制の整備に向けて、以下の対策を図る。

- (1) 備蓄医薬品の管理体制の整備（医薬品の入れ替え等）
- (2) 医療用水源の確保

3 市川市災害医療コーディネーターの配置（医療本部）

災害時の応急医療活動を迅速かつ的確に行うことができるよう、応急医療活動の総合調整役として市川市災害医療コーディネーターを配置する。市川市災害医療コーディネーターは、応急医療活動に関する助言及び関係機関との調整を行う。

第6 避難体制の整備

河川の氾濫、高潮、崖崩れ等の状況に応じて危険地域から安全かつ早急に避難し、被災者が安定した避難生活を送れるよう避難体制の整備と強化を図る。

1 風水害時における避難の基本的な考え方

風水害における避難行動は、発災までに時間的余裕があるか否かにより異なるため、一人ひとりが置かれる状況に即して、適切な避難の時期や方法、避難する場所を選択する必要がある。

過去の災害では、住民が避難場所として指定されている小中学校等への「立退き避難」が最善と考え、避難行動を取るケースが見られた。

このため、夜間の降雨時に道路が浸水しているような悪条件下のもと、自宅から立ち退き避難をして、途中で被災することがないように市民や施設管理者へ周知徹底を図り、風水害時に適切な避難行動と各避難施設による受け入れが行われるよう体制の整備を行う。

(1) 被害の発生予想が可能となるような情報収集

適切な避難行動を開始するためには、被害の発生予想が可能となるように平常時よりハザードマップ等により自らが居住する地域の危険度を認識するとともに、大雨時には、テレビ、ラジオ、インターネット、防災行政無線等、多様なメディアを通して、気象官署の発表する予警報や地方公共団体の避難勧告等、防災・災害情報を幅広く収集する必要がある。

(2) 避難行動

災害が発生するまで時間に余裕がある場合	<ul style="list-style-type: none"> ・開設された避難場所への移動 ・安全な場所への移動（親戚や友人の家等）
災害の発生が切迫している場合	<p>① 冠水時等の屋外移動の回避</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夜間や激しい降雨時、道路冠水時等、避難路上の危険箇所の把握が困難な場合は、屋外での移動は極力避ける。
	<p>② 屋内での待避等の安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・急激な降雨や浸水により避難場所へ移動することが困難な場合、状況に応じて、自宅等の上階等へ緊急的に一時避難し、救助を待つ。 ・土砂災害の場合には、周囲より比較的高い建物や鉄筋コンクリート等の堅固な構造物に避難する。また、建物内では、2階以上、かつ、斜面と反対側の窓のない部屋に避難する。

2 応急避難体制の整備（災害対応事務局、被災生活支援本部）

早急かつ安全に避難ができるよう、以下の対策を図る。

- (1) 避難勧告・避難指示（緊急）発令のための手順整理
- (2) 避難誘導體制の整備・周知（ハザードマップの配布等）
- (3) ペット同行避難体制の整備
- (4) 避難勧告・避難指示（緊急）の伝達方法の充実
- (5) 自治（町）会等による集団避難体制の確立
- (6) 避難行動要支援者対策の実施（避難行動要支援者の避難指示区域外への避難）
- (7) 避難環境の整備（避難誘導標識、夜間照明施設等の整備）
- (8) 帰宅困難者対策の検討
- (9) 車中泊者の把握及び対応方法の検討

3 避難所の開設及び運営体制の整備（災害対応事務局、被災生活支援本部）

避難所の開設及び運営を円滑に行えるよう以下の対策を図るとともに「市川市避難所マニュアル」を作成し、運営体制を確立する。

(1) 避難所の開設・運営・閉鎖に関する方針の明確化

避難所の開設・閉鎖基準や避難所に必要な資器材・備品等の準備等を明確化し、災害時に避難者を迅速に受け入れられる体制を整備する。

(2) 要配慮者対策

高齢者や障がい者、乳幼児等を安全に受け入れる避難所体制を整備する。

(3) ペット対策

ペット同行避難者を受入れる体制を整備する。

4 ペット対策の整備（千葉県、被災生活支援本部）

「災害時ペット同行避難マニュアル」に基づき、次の取組みを進める。

(1) 飼い主責任の原則

「飼い主責任の原則」の周知に努め、同行避難した際に飼育に必要な用具（ゲージ・エサ等）の準備やしつけ・飼育ルールの徹底等を図る。

(2) ペット同行避難の周知

飼い主責任の原則の下、ペットと一緒に避難する「同行避難」を認めるとともに、飼い主に対し「同行避難」を周知する。なお、人に危害を加えるおそれのあるペット等の避難所等への同行避難は禁止とする。

(3) ペット避難所の優先開設場所候補地

「災害時ペット同行避難マニュアル」に基づき、優先して開設可能なペット避難所をあらかじめ定める。

(4) 動物の救助及び保護体制の整備

逃げ出したり遺棄されたペットが発生した場合に備え、公益財団法人千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携を図れるよう協力体制の整備を進める。

また、平常時から飼い主を特定できる鑑札、名札等のペットへの装着について、周知に努める。

(5) 一時預かり

ペットの一時預かりが可能なペット関連事業者等にも災害時の協定を締結できるよう千葉県と調整する。ペット飼育者は避難所等での飼育が不可能な場合を想定し、ペットの一時預かり所の確保に努める。

5 広域避難体制の検討（災害対応事務局）

江戸川の破堤等の大規模水害時は、浸水区域外の避難所等が不足することが想定されることから、災害時相互応援協定等に基づき、市民の本市域外への広域避難を円滑に行えるよう体制整備に努める。

第7 要配慮者支援対策

1 避難行動要支援者支援対策

(1) 基本方針

過去の大規模災害では、地域の住民により、避難に特に支援を要する者「避難行動要支援者」の多くの命が救われた。

そこで、本市では、避難行動要支援者に対して適切かつ円滑な支援を行うため、「市川市避難行動要支援者支援プラン」に基づき、以下の対策を推進する。

(2) 避難行動要支援者を支援する関係者との連携（被災生活支援本部）

本市では、避難行動要支援者本人や家族等から同意が得られた場合、自治（町）会、民生委員・児童委員（市川市民生委員児童委員協議会）の避難支援等関係者に対して、平常時から避難行動要支援者名簿を提供し、災害時における情報伝達、安否確認、救助、避難誘導等、地域社会全体で避難行動要支援者を支援するための体制を整備する。

また、平常時において、避難支援等関係者が避難行動要支援者と円滑に信頼関係を構築できるよう支援を行う。

(3) 避難行動要支援者の把握（被災生活支援本部）

災害時に、より迅速な安否確認や救助・救援活動を実施するため、平常時から避難行動要支援者の所在等を把握することが必要である。

平常時から本市の各担当部署が保有する情報をもとに、避難行動要支援者名簿を作成し、避難行動要支援者の把握に努める。

(4) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲（被災生活支援本部）

避難行動要支援者名簿の作成にあたっては、以下の者を対象者とする。

- ① 要介護認定 3～5 を受けている者
- ② 身体障害者手帳を所持している者
- ③ 療育手帳を所持している者
- ④ 精神障害者保健福祉手帳を所持している者
- ⑤ 市の障がい福祉サービスを受けている者
- ⑥ 市川市難病患者等福祉手当を受給している者
- ⑦ ①から⑥に該当しないが、相応の支援を必要とすることから登載を希望する者

(5) 避難行動要支援者名簿の作成に必要な個人情報とその入手方法（被災生活支援本部）

避難行動要支援者名簿の作成に必要な個人情報は、氏名、生年月日、年齢、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援を必要とする事由、その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項とする。

自ら名簿に登載を希望する者からの申請を除き、これらの個人情報については、本市の各担当部署から提供を受ける。

(6) 避難行動要支援者名簿の更新（被災生活支援本部）

随時、本市の各担当部署から情報提供を受けることにより、避難行動要支援者名簿の個人情報を最新の状態に更新する。

また、概ね1年に1度の頻度で更新した難行動要支援者名簿を避難支援等関係者に提供する。

(7) 避難行動要支援者名簿の管理（被災生活支援本部）

市川市個人情報保護条例に基づき、個人情報の流出を防止する等、適切な管理を行う。
 また、避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿を提供する場合、以下の対策を講じる。

- ①個人情報の取り扱いに係る覚書を締結（本市と避難支援等関係者）
- ②避難行動要支援者名簿の管理責任者の選任（避難支援等関係者）
- ③避難行動要支援者名簿の保管場所の届出（避難支援等関係者）
- ④避難行動要支援者名簿の取扱者登録書の作成（避難支援等関係者）
- ⑤避難行動要支援者名簿の個人情報についての守秘義務に関する説明（本市）

(8) 避難指示等の情報伝達（被災生活支援本部）

災害時には、避難支援等関係者と連携・協力して、避難行動要支援者に対し、速やかに「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」、「避難指示（緊急）」等の情報を伝達する。

特に、避難行動要支援者が速やかに避難できるようにするため、「避難準備・高齢者等避難開始」が発令された時点で、避難行動要支援者に対し、確実に情報を伝達するよう努める。

なお、情報の伝達にあたっては、視覚障がい者や聴覚障がい者等が的確に情報を受け取る必要があることから、防災行政無線、本市公式 Web サイト、SNS、メール等、様々な情報形式や手段を用いることとする。

(9) 避難支援等関係者の安全確保（被災生活支援本部）

避難支援等関係者に対し、以下の事項について周知を行う。

- ①災害時には、まず、自分の身を守ること。
- ②自身及び家族等の安全を確保した上で、可能な範囲内で支援活動を行うこと。
- ③避難行動要支援者の支援は、法的な義務を負うものではないこと。

また、避難行動要支援者に対し、災害の状況によっては、支援を受けることができない可能性があることを周知して、理解を得るよう努める。

(10) 防災設備等の整備（被災生活支援本部、消防本部）

避難行動要支援者の安全を確保するための「あんしん電話」等の緊急通報システム等の整備、聴覚障がい者等へ情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置の普及等に努める。

また、在宅者の安全性を高めるため、火災報知器等の設置等の推進に努める。

(11) 避難行動要支援者の自助に対する取組みの推進（被災生活支援本部）

災害時には、長距離の移動や避難生活に耐えられない避難行動要支援者もいることから、食糧や飲料水の備蓄等、在宅避難への支援を推進する。

(12) 防災知識の普及、防災訓練の充実（被災生活支援本部）

避難行動要支援者及び避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者への具体的な支援方法や「支え合い」の重要性を周知するとともに、地域の防災訓練等への積極的な参加を呼び掛け、災害に対する基礎知識等の普及に努める。

2 福祉関連施設等における防災対策（被災生活支援本部）

福祉関連施設等の利用者の安全を確保するため、本市及び民間の福祉関連施設等に対し、次の対策を講じるよう周知を行う。

(1) 施設の安全対策

福祉関連施設等の施設管理者は、災害に対する施設の安全性確保に努める。

また、電気・ガス・水道等、ライフラインの供給停止に備えて、生活維持に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、非常用自家発電機等の防災資器材の整備に努める。

(2) 組織体制の整備

施設管理者は、施設利用者の避難確保計画をはじめ、予め施設職員の任務分担や動員計画、緊急連絡体制等を明確にしておく。

また、日頃から近隣住民や地域（自主）防災組織等とのつながりを深め、利用者の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりに努める。

なお、水防法第15条に基づく浸水想定区域内の要配慮者施設については、避難確保計画を作成する。

(3) 防災学習・防災訓練の充実

施設管理者は、施設の職員や利用者等が、災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を高めるため、定期的に防災学習を実施する。

また、施設の職員や利用者等が災害時の切迫した状況下においても適切な行動がとれるよう、施設の構造や利用者等の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的に実施する。

なお、水防法第15条に基づく浸水想定区域内の要配慮者施設については、避難確保計画に基づく避難訓練を実施する。

3 在宅避難をしている要配慮者に対する支援（被災生活支援本部）

市川健康福祉センター（保健所）、社会福祉法人市川市社会福祉協議会等の関係機関と連携を図り、在宅避難又は応急仮設住宅で生活を送る要配慮者に対して、健康相談や生活支援を行う。

また、電源を必要とする医療機器を使用している在宅難病患者等に対し、災害に備えた補助電源の準備等について、日頃から主治医や関連施設等と相談するよう周知する。

4 子どもや女性等の要配慮者への配慮（被災生活支援本部）

子どもの安全を確保するため、保育園、幼稚園、小学校等において、保護者が迎えに来るまでの間、子どもを預かり、保護者に子どもの安否を迅速に連絡する体制の整備を進めていく。

また、女性に対する配慮として、生活必需品等の提供方法、避難所や帰宅困難者の休憩施設における空間の分離、相談体制の整備、託老・託児システムの設立、防犯対策等を検討していく。

5 外国人等の要配慮者への対策（被災生活支援本部）

日本語が十分に理解できない外国人（訪日外国人旅行者含む。）に対し、災害時における安否確認や避難誘導等が円滑に行われるよう以下の対策を講じる。

- ①多言語や「やさしい日本語」による広報活動の充実
- ②図等を多用した避難案内板の整備
- ③外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施
- ④市川市国際交流協会等の関係団体と協力
- ⑤ボランティア等の確保

第8 帰宅困難者・滞留者対策の整備

帰宅困難者・滞留者対策は、首都直下地震により首都圏で広域的な被害が発生した場合を念頭に進められているものであるが、台風等の風水害発生時においても、帰宅困難者等が発生することが想定されるため、地震発生時に準じた対策の整備を図るものとする。

1 帰宅困難者・滞留者対策

(1) 情報収集・提供体制の構築（千葉県、災害対応事務局、被災生活支援本部）

災害時における鉄道運行状況や道路交通情報の収集伝達体制の整備を図るとともに、千葉県及び隣接市等と、鉄道・道路状況等に関する相互の情報交換体制の確立を図る。

また、帰宅困難者・滞留者が「むやみに移動を開始しない」で適時に帰宅できるよう、関係機関等と協力して災害情報、被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況等の情報を適切なタイミングで提供する体制を構築する。

(2) 帰宅困難者支援施設の確保（千葉県、災害対応事務局、被災生活支援本部）

徒歩帰宅者に帰宅情報や一時的な休憩の場を提供するため、帰宅困難者支援施設の準備を行う。

また、幹線道路沿いに立地する事業者等に対し、徒歩帰宅者に対する情報提供や支援等の協力を依頼する。千葉県を含む九都県市では、「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」に基づき、コンビニエンスストアが帰宅困難者に対して、飲料水やトイレ、道路情報の提供、一時的な休憩場所の提供を行う「災害時帰宅支援ステーション」となることが計画されている。

なお、千葉県では徒歩帰宅者をガソリンスタンドで支援するため、千葉県石油商業組合と協定を締結している。

(3) 帰宅困難者・滞留者対策の充実に向けた取組み（災害対応事務局、被災生活支援本部）

今後、帰宅困難者・滞留者対策をより充実していくために、次の取組みを進める。

ア 東日本大震災における帰宅困難者の行動パターンやニーズの分析

東日本大震災における帰宅困難者・滞留者の歩行ルート、利用施設、公的支援に対するニーズ等に関する情報や記録を収集・分析し、対策の留意点を把握する。

イ 九都県市による広域的な対策の推進との連動

帰宅困難者等対策は、広域的に対応する必要があることから、九都県市と連動し、帰宅困難者等対策を推進する。

ウ 駅周辺帰宅困難者等対策協議会

駅周辺帰宅困難者等対策協議会において、官民で協働・連携して対策の検討を行う。

エ 帰宅困難者等に係る物資備蓄

帰宅困難者に対し、食糧等を提供するため、備蓄に努める。

2 市民、事業者、学校等への啓発

(1) 一斉帰宅の抑制（災害対応事務局、被災生活支援本部）

帰宅困難者・滞留者対策においては、一斉帰宅行動の抑制が最も重要であるため、千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会と連携して、広報紙、本市公式Webサイト、ポスター等、様々な媒体を活用して「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図り、各事業所において従業員等が待機できるように、水、食糧、生活必需品等の備蓄、滞在スペースの確保を促進する。

(2) 安否確認に関する啓発（災害対応事務局、被災生活支援本部）

災害時の安否確認のためのシステム（災害用伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板（Web171）等）やSNS等、複数の安否確認手段について普及・啓発を図るとともに、企業や学校等関係機関における家族等との安否確認手段のルール化を促進する。

(3) 事業者・学校等に対する啓発（災害対応事務局、被災生活支援本部）

事業者・学校等に対して、自社従業員や教職員・児童生徒等の一定期間の収容、食糧や飲料水3日以上（推奨1週間）、生活必需品等の備蓄、家族を含めた安否確認等の体制整備を啓発する。

また、事業者等に対し、帰宅困難者を想定した訓練の必要性について啓発するとともに、集客施設を有する事業所等に対し、来場者の一時的な滞留等を想定した備蓄を検討するようあわせて啓発する。

(4) 帰宅困難者の備え（災害対応事務局、被災生活支援本部）

市民に対して、平常時から鉄道等の途絶に備え、食糧や物資の準備等を啓発する。

第9 生活関連物資等の確保及び調達体制の整備

大規模災害時には物流・流通機能等が停止し、災害発生から3日間程度は被災地外からの支援が行き届かないことや、被災地のニーズを的確に収集することが困難となることを想定しなければならない。その間、民間協定事業者等からの調達を中心とした物資の供給体制を整備することにより、本市域内で自立できるよう必要な飲料水や食糧等の備蓄及び調達体制の整備を図る。

1 飲料水等の確保（災害対応事務局、被災生活支援本部、千葉県水道局）

(1) 方針

断水等により飲料水等を確保できない市民等に対し、最小限必要な量の飲料水（1人1日3リットル）及び生活用水を供給できる体制を整備している。今後、一層円滑に飲料水及び生活用水の確保が可能になるよう、新たな水の供給源と供給体制の整備を図る。

被災当日	自助努力による備蓄飲料水、学校の受水槽、耐震性貯水槽、簡易濾過したプール水等を活用した給水
2日目以降	協定業者や協定市町村の応援による避難所等への運搬給水

(2) 身近な貯水施設等の整備

断水等の被害を受けた地区における給水体制が整うまでの水源として、各地区内に震災対策用貯水施設等（飲料水兼用型耐震性貯水槽、耐震性貯水槽付き井戸、防災用井戸、市立小中学校等の受水槽への緊急遮断弁・給水用の仮設給水栓等の設置）を整備する。

(3) 応急給水資器材の確保

断水等の被害を受けた地区に対し、浄・給水場からの運搬給水等を実施するために、応急給水資器材を必要量確保し、適切に配備する。

また、衛生面に注意を払い、資器材等の維持管理を行う。

さらに、不足する応急給水資器材の調達及び水道施設の円滑な復旧による応急給水活動の実施に向けて、今後、以下の対策についての検討を進める。

ア 復旧資器材等の備蓄

イ 水道指定工事店との協定等による協力体制の確立

(4) 市民及び地域（自主）防災組織等への指導

応急給水活動の円滑化と地域に存在する水源の効率的な活用に向けて、市民及び地域（自主）防災組織等に対し、日常からの飲料水の運搬・配分等への協力の呼び掛け等の指導に努める。

ただし、これらの水源について、衛生面に注意を払うよう促す。

(5) 応急給水計画の作成

応急給水活動について関係機関と協議の上、応急給水計画を作成する。

2 食糧の確保（災害対応事務局、各施設管理者）

(1) 方針

風水害時の食糧については、各家庭及び事業所で最低3日以上（推奨1週間）の備蓄をしていることを前提として、家屋の倒壊、流出、埋没、浸水等で自宅での炊事が不可能な市民等に対し、食糧の提供ができるよう、以下の対策について検討する。

(2) 緊急食糧の確保

安定した食糧供給の体制が整うまでの緊急食糧として、食糧の備蓄及び調達体制の整備を図る。

乳幼児の食糧については、3日分の粉乳及びおかゆを備蓄として用意する。災害直後に食糧を確保できない市民等の食糧については、1日分を備蓄として用意する。

なお、緊急食糧は、小・中学校の備蓄倉庫及び防災倉庫に分散して備蓄する。

(3) 市民等への食糧備蓄の呼び掛け

平常時から、各家庭で買い置きや冷蔵庫等での貯蔵を含め3日以上（推奨1週間）の食糧、飲料水等を備蓄するようパンフレット等での啓発を行う。

(4) 炊き出し等のための準備

被災状況に応じて、市内学校給食施設において、炊き出しを行う体制を整備する。

3 生活必需品等の確保（災害対応事務局、予算・調査班）

(1) 方針

家屋の倒壊、流出、埋没、浸水等で生活必需品を失い、日常生活を営むことが困難である市民等に対して、生活必需品等が提供できるよう以下の対策を進める。

(2) 生活必需品・資器材の備蓄

生活必需品等については、家屋の倒壊等で生活必需品等を失った市民のうちの高齢者、乳幼児等の要配慮者を優先して備蓄をすすめている。現在は、生活必需品・資器材（概ね1,000人分）として市立小中学校55校に備蓄し、定期的に更新している。

今後は、女性や妊産婦を含め、要配慮者のニーズに配慮した備蓄内容に配慮していく。

また、避難所等における備蓄の不足時に備えて、本市内14箇所に設置している防災倉庫においても、生活必需品・資器材の一部を備蓄している。

4 食糧・生活必需品等の調達・輸送に関する協定（災害対応事務局）

調達・輸送については、民間業者との間で物資協定を締結して必要量の確保や物資の輸送力の確保を図っており、今後も、必要に応じて協定の拡充を行う。

また、物資等を迅速に供給するため、物資の管理、仕分け等の方法について、民間事業者との協定の締結を検討し、民間事業者のノウハウの活用を図る。

5 流通在庫備蓄（災害対応事務局）

備蓄品の全てを市所有施設において管理することは、保管場所の確保等が困難であることから、一部を流通在庫備蓄により管理するよう努める。

6 災害対応を行う職員等の食糧の確保（被災生活支援本部、各施設管理者）

災害時には、被災した市民等ばかりではなく、災害対応を行う職員等の食糧の確保も重要な課題となることから、今後、応急対策活動の拠点となる施設への備蓄を含めて、職員等の食糧を確保する。

なお、保育園・幼稚園・福祉施設等の各施設においては、施設利用者や職員等の備蓄を行うよう努める。

7 市川市備蓄計画の策定（災害対応事務局）

自助・共助を基本に市民が日ごろから家庭内備蓄を行うように促進するとともに、「避難者」、「帰宅困難者」、「災害対応を行う本市職員」に対して物資を備蓄するため、「市川市備蓄計画」を策定する。

第3節 防災意識の向上

第1 防災知識の普及

大規模災害時には本市の職員も被災し、迅速な災害対応が困難になる可能性もあるため、地域住民・事業者等による総力戦で取り組むことが必要になる。

そのため、平常時から地域住民・事業者等を対象に防災知識の普及活動を行い、その理解及び協力を得るよう努めるとともに必要な支援を行う。

1 普及の方法

印刷物、本市公式Webサイト、集会、学校教育等による防災意識の普及を図る。

2 普及の内容

自らの身を守る	地域防災力の向上	その他
<ul style="list-style-type: none"> ・非常食糧、飲料水の準備 ・生活必需品等の準備 ・避難の方法と心得 ・情報入手の方法 ・災害危険箇所の把握等 	<ul style="list-style-type: none"> ・救助、救護の方法 ・自主防災活動の実施 ・防災訓練の実施、参加 ・避難所運営 ・要配慮者の支援等 	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水被害想定等の風水害等についての知識 ・交通規制 ・学校施設等の防災対策等

第2 市民・事業者の防災力強化

市民・事業者等が災害時に自分の身は自分で守る（自助）、自分たちの地域は自分たちで守る（共助）という意識をもって、初期消火、救出、被災生活や避難所運営等を協力して実施できるよう、協力体制づくりや平常時からの防災活動の支援等を行う。

1 地域の防災組織への支援（災害対応事務局、消防本部）

地域（自主）防災組織及び小学校区防災拠点協議会等に対し必要な支援を行う。

支援	内容
活動の促進	地域（自主）防災組織及び小学校区防災拠点協議会等が行う訓練・研修会、その他の活動に支援する。
地域（自主）防災組織への助成	地域（自主）防災組織の活動に必要な防災用資器材等の整備を促進するため、必要に応じて助成を行う。
小学校区防災拠点協議会の設立・活動支援	小学校区防災拠点協議会の設立を支援し、訓練や研修会等を通じ、地域の協力関係を強化していく。
地区防災計画の策定推進	小学校区防災拠点協議会ごとに地域の事情や特性に応じた自助・共助の精神に基づく地区防災計画の策定を推進する。

2 事業者の防災体制の強化（災害対応事務局、被災生活支援本部、消防本部）

風水害時、各事業者が適切に対応できるよう防災計画の充実や自衛消防組織等の活動体制を整えるよう指導を図る。

(1) 防災計画の充実

市川市震災予防条例第12条により、全ての事業者に対して防災計画を作成すること、防災上危険な施設に対してその計画を届け出ることを義務づけている。

特に防災上危険な施設については、計画に基づく訓練指導を行い、計画内容の充実を図っている。

また、消防法に基づく消防計画及び予防規程の作成義務のある事業者においては、防災計画に風水害に関する事前対策、応急対策、避難対策等の内容を盛り込むよう指導を図っている。

(2) 自衛消防組織の強化

小規模事業所等については、自主防災体制を確立するための組織づくりと併せて訓練及び講習を実施する等指導の強化を図っている。

(3) 事業継続計画（BCP）の策定促進

中小企業者等を対象に、事業継続計画（BCP）の策定及び事業継続マネジメント（BCM）の取組みの促進を図る。

(4) 浸水想定区域内の地下街等・要配慮者施設への支援

水防法第15条第1項第3号に規定されている地下街等・要配慮者利用施設は、避難確保計画及び避難訓練の実施が義務付けられていることから、避難確保・浸水防止計画等の作成に関して助言を行う等必要な支援を行う。

ア 地下街等：以下のいずれかに該当する浸水想定区域内の施設で、不特定多数の者が利用するもの

a 地下街（延べ面積が1,000㎡以上）

- b 地階を有する特定防火対象施設（地階の床面積の合計5,000㎡以上）
 - c 地下鉄駅舎
- イ 要配慮者利用施設：「市川市避難勧告等の判断・伝達マニュアル」において「避難すべき区域」として定めた区域内の施設であって、以下のいずれかに該当するもの（消防法施行令別表第一（6）に該当する防火対象物）
- a 病院、診療所又は助産所（有床のものに限る）
 - b 高齢者施設、保護施設、児童福祉施設、障がい児・者施設等の社会福祉施設
 - c 幼稚園（幼稚園類似施設を含む）又は特別支援学校

3 本市内の大学と連携した防災講座（災害対応事務局）

(1) 本市内の大学と連携した防災講座

大規模地震、津波、風水害(台風、洪水、ゲリラ豪雨)について、そのメカニズムや基礎知識・対策等の講義に関する支援を行い、災害時にリーダーシップの取れる人材育成に努める。

(2) 「いちかわTMO講座」における講座

「いちかわTMO講座」は、本市と包括協定を締結している千葉商科大学と和洋女子大学の協力により、平成20年から、本市とNPO法人いちかわライフネットワーククラブが共同で主催し、まちづくりのリーダーを養成する講座である。そのカリキュラムのひとつとして、本市が防災に関する講義を実施しており、今後も継続して、防災意識の高揚と災害時の市民対応力の向上に努める。

4 地域防災リーダーの育成（災害対応事務局、消防本部）

平常時における地域での防災に関する啓発活動や、災害時における地域での対応活動を推進するため、女性を含めた地域防災リーダーを育成に努める。

第3 防災訓練

風水害時に、市民・事業者をはじめ、本市、各防災関係機関が的確な対応活動ができるよう、総合防災訓練及び各組織等での防災訓練を行う。

1 災害時の対応ノウハウの修得（災害対応の流れと役割の確認）

本市、市民及び事業者等は、災害時により適切な行動をとるため、市川市地域防災計画に基づいた防災訓練を実施し、災害時の対応を修得する。

市民、事業者等から訓練等の申請があった場合、積極的に協力するものとする。

2 地域防災計画における見直し課題の抽出

本市、市民及び防災関係機関等は、それぞれの訓練において、市川市地域防災計画に定められた災害対応や役割を確認して、必要に応じて課題を抽出し、適時、見直しを図るものとする。

3 総合訓練の実施

本市、市民、防災関係機関、協定締結事業者等が一体となって実施する総合防災訓練を毎年開催し、協力体制を高め、防災知識の向上、技能の修得を行う。

4 市民等への支援・指導（災害対応事務局、消防本部）

(1) 訓練の指導

市民や地域を対象とした訓練指導体制を強化する。

(2) 訓練指導用資器材の整備

消防本部及び災害対応事務局において、訓練の指導に使用する資器材を整備する。

(3) 防災訓練に伴う災害補償

市長が実施する防災訓練又は自治（町）会長が市長に届け出て実施する防災訓練に参加した市民が当該訓練により死傷した場合、消防団員等と同様の災害補償が受けられるものとする。（市川市震災予防条例第27条第2項）

フェーズ0
予 防

発 災

フェーズ1
参 集

フェーズ2
体制確立

フェーズ3
人命救助

フェーズ4
生活再建

フェーズ5
復興

第2章 風水害等予防計画
第3節 防災意識の向上